

●学習指針

第5学年で学ぶ臨床実習科目のうち、臨床医学の根幹となる科目はすべて第5学年に配当されている。第6学年に配当されている臨床実習科目は、第5学年で学んだ、いわゆる基幹科目の知識の土台があって初めて理解できる。

- (1) 臨床実習を学びながら、常にその疾患の表面的な知識のみでなく、その基にある解剖病理、病態生理等までさかのぼって勉強する習慣を身につけてほしい。常に器官系別総合、基礎医学総論のノート、教科書等を読みかえして、根本からその疾患を理解しておくことが重要である。
- (2) 各科の臨床実習期間中に実際にみることのできる疾患は限られている。実際にみられた疾患のみを勉強することで、こと足れりとしてはならない。臨床実習でまわった科に関連した疾患については、その期間内にすべてマスターしつくしてしまう位の日常の努力が不可欠である。
- (3) 臨床実習では、患者さんの持つ悩みを理解し、医師と疾患との接触という技術的なもののみでなく、医師と病気を持った患者さんとの人と人との“ふれあい”が医療の原点であることを学びとって欲しい。
- (4) 臨床実習を通して、病院に於ける医療というものは、いかに多職種の **medical** と **co-medical** のスタッフの、チームワークの上に成り立っているかを学んで欲しい。

●臨床カリキュラム

A. カリキュラムの概要

- (1) 教科目を実習期間により2週科目と1週科目に分ける。

2週科目： 消化器内科、循環器内科、神経内科、血液内科、呼吸器内科、膠原病・感染内科、一般外科、産婦人科、小児科

1週科目： 内分泌代謝内科、腎臓内科、衛生・公衆衛生、臨床検査診断学、救命救急医学、形成外科・美容外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、放射線科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、眼科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、精神科、麻酔科、病理学臨床実習、総合診療医学

- (2) すべての項目が合格で、サイン・捺印の入った「各科 OSCE 評価表」が卒業時 OSCE の受験資格となる。
- (3) 臨床実習本試験の結果、不合格者及び実習欠席により、追・再実習を行う者は、予め決められた期間（追・再実習期間）に実習及び追・再試験を受けることとする。原則として同一年度内同一科目1回限りとする。2週実習科目については、8日間から10日間、1週実習科目については4日間から5日間の実習（追・再試験期間を含む）を行う。追・再試験科目数が実習期間を上回る場合は、実習を受けられないので、あらかじめ注意しておくこと。
- (4) 実習途中でのグループの再編成はしないこととする。
- (5) 各科の臨床実習で修得すべき事項、具体的なスケジュール、注意事項等については各科の項目を熟読すること。

B. 試験と進級

- (1) 臨床実習試験は各科ごとに実習期間内に行う。不合格者及び実習欠席にて受験資格のなかった者は、追・再実習期間後に、追試験又は再試験を行う。海外実習参加者については教育委員会で評価点を算出する。
- (2) 病気その他正当な理由により試験を受けることができなかった者は、試験終了後 10 日以内に所定用紙の追試験願及び試験欠席届を医学部長あてに提出すること。この期間中に願い出ない場合は再試験として取り扱う。
- (3) 追試験及び再試験の成績は下記の通り扱う。
追試験：79 点を上限とする。
再試験：69 点を上限とする。
- (4) 総合試験は 2 回行う。総合試験の判定基準は公表しない。
- (5) 6 年次への進級要件は、進級・卒業・留年規程を参照すること。
- (6) 進級要件を満たしても、教授会が学習態度不良と認めた者は留年となる場合があるから、充分注意すること。
- (7) 不合格科目を有して進級した者は、第 6 学年次で当該科目を再履修しなければならない。

●臨床実習の際の心得

基本的事項

- (1) 苦痛や悩みを抱いて入院している患者さんにとっては、学生に診察される事は決して快い事ではない。常に学ばせていただいているという感謝の気持ちと暖かい思いやりを持って接して欲しい。
- (2) “患者中心の医療”が北里大学病院の基本理念である。医師、看護師、医療技術者、その他多くのメディカル職種の職員全員が素晴らしいチームワークを行って本院の診療が成り立っている。学生は、医師からの指導のみを受けるのではなく、この医療チームの中で医療の実習を受けているのだということを常に認識してほしい。学生諸君は以上の基本理念を実行するために、以下の具体的注意事項にあげてあることを厳守されたい。

具体的注意事項

- (1) 服装・身だしなみ
 - ① 大学で指定したユニフォームを上下着用すること。(原則としてユニフォーム以外のものの着用は厳禁であるが、紺、黒、濃茶のスラックスは可) ※男子学生は、ウエストできちんとベルトをし、いわゆる『腰ばき』は厳禁である。
 - ② ユニフォームは常時清潔なものを着用し、見やすい場所にネームタグをつけること。
 - ③ 靴は白又は白に近いスニーカーを履くこと。
 - ④ 病棟・外来をまわる際、ユニフォームの上に羽織る上着は、大学指定のもの以外は着用しないこと。
 - ⑤ ひげはきちんと剃り、においの強い化粧品や整髪料はつけない。
- (2) 個人情報取り扱い・患者さんとの対応

- ① 病歴、レントゲンフィルム等の患者さんの診療に用いられている資料は病棟外に持ち出してはならない。例外として、指導教員の指示によってカンファレンス等に使用する場合には必ず病棟クランクに患者名、資料の種類、持ち出し先を明らかにしておくこと。
- ② 診療上知り得た患者さんに関する情報は決して他人に漏らしてはならない。学生同士が廊下、エレベーター、バス、電車の中等、公共の場所で患者さんについて話をすることは禁止する。
- ③ 作成した資料（学生用カルテ等）の取扱いに注意し、廃棄時にはシュレッダーを利用すること。
- ④ 患者さんを診察するときには必ず挨拶をすること。（例：おはようございます、いかがですか、お大事に等）
- ⑤ 患者さんの前で、診察所見、検査所見、治療等について学生間で討論しないこと。患者さんを不安にさせる不注意な発言はしないこと。
- ⑥ たとえ患者さんから聞かれても、診断、治療、予後、その他診療に関する事は一切説明しないこと。聞かれた場合には、“説明は受け持ちの先生から聞いてください”と丁重に断ること。

(3) マナー

- ① エレベーター、廊下、エスカレーター等は、常に患者、患者家族、医療従事者優先である。エレベーター等に自分が先に乗っていても、進んで譲ること。
- ② 病棟内の飲食は厳禁とする。
- ③ 携帯電話・スマートフォンは持ち歩かないこと。
- ④ ユニフォーム着用のままキャンパス外に出ることは厳禁とする。

(4) 学生による授業評価について

- ① 教務課が、学生の臨床実習用ボックスに評価表を入れる。
- ② 臨床各科の実習最終日に評価する。班長が評価表を回収する。
- ③ 班長は、回収した評価表を教務課に提出する。（教務課閉室時は BSL 授業評価時間外受付 BOX にて受け付ける）
- ④ 評価表の集計結果を、科目責任者、教育委員会、教授会に報告する。
- ⑤ 科目責任者は、評価表の集計結果を踏まえ、担当教員に授業改善策を示す。

(5) 欠席する場合

やむを得ず臨床実習を欠席する際は、班員に連絡の上、班員から各科の教育担当の先生に報告を入れ、その後教務課にも知らせる。後日、欠席届を教務課に提出する。

体調不良の場合は必ず近医を受診し、診断書も提出すること。

上記すべての注意事項を守れない者は、臨床実習不合格になる場合がある。